

火災予防条例準則新旧対照表

(市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例)

改 正 案	現 行
<p>(炉) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入力三百五十キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸(建築基準法第二条第九号の二口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。)を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(ふるがま)</p> <p>第三条の二 ふろがまの位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分(その部分の構造が、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。))で造つたもの(第六条第一項第一号において「耐火構造」という。)、又は耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの(有効に遮熱できるものに限る。)(の場合を除く。以下同じ。))及び防熱板から、気体燃料を使用するものにあつては別表第四のふるがまの項に掲げる数値以上の距離を、液体燃料を使用するものにあつては別表第六のふるがまの項に掲げる</p>	<p>(炉) 第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 入力三百五十キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根)で区画され、かつ、窓及び出入口等に甲種防火戸(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百条第一項に規定する甲種防火戸をいう。以下同じ。))又は乙種防火戸(建築基準法施行令第一百条第二項及び第三項に規定する乙種防火戸をいう。以下同じ。))を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(ふるがま)</p> <p>第三条の二 ふろがまの位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分(その部分の構造が、建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造又は建築基準法施行令第一百八条第一号に規定する防火構造(同条第四号の規定に基づき建設大臣が同条第一号と同等以上の防火性能を有すると認めて指定するものを含む。)(の場合を除く。以下同じ。))及び防熱板から、気体燃料を使用するものにあつては別表第四のふるがまの項に掲げる数値以上の距離を、液体燃料を使用するものにあつては別表第六のふるがまの項に掲げる数値以上の距離をそれぞれ保つこと。</p>

数値以上の距離をそれぞれ保つこと。

八 (略)

二 (略)

2 (略)

(火花を生じる設備)

第十条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。

二(四) (略)

(変電設備)

第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一・二 (略)

三 変電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認められる構造を有するキュービクル式ものを除く。)は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

三の二(十) (略)

2・3 (略)

第三十一条の三 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に

八 (略)

二 (略)

2 (略)

(火花を生じる設備)

第十条 グラビヤ印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備(以下「火花を生ずる設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一 壁、天井(天井のない場合においては、屋根)及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを不燃材料又は準不燃材料(建築基準法施行令第一条第五号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。)とした室内に設けること。

二(四) (略)

(変電設備)

第十一条 屋内に設ける変電設備(全出力二十キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

一・二 (略)

三 変電設備(消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認められる構造を有するキュービクル式ものを除く。)は、不燃材料で造つた壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に甲種防火戸又は乙種防火戸を設ける屋内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

三の二(十) (略)

2・3 (略)

第三十一条の三 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場合(移動タンクを除く。)の周囲には、容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に

応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない防火構造（建築基準法第二十条第八号に規定する防火構造をいう。）の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の二分の一以上 指定数量未満	一メートル以上
その他の場合	指定数量の五分の一以上 二分の一未満 指定数量の二分の一以上 指定数量未満	一メートル以上 二メートル以上

- 二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 (略)
 - 二 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
 - 三 六 (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)
第三十四条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 六 (略)
- 七 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に由ること。
- イ・ロ (略)
- 八 別表第八に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(防火設備の管理)

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火設備は、次の各号に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

- 一 随時閉鎖又は作動することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖又は作動の障害となる物件を置か

応じ、次の表に掲げる幅の空地を保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。ただし、開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造つた壁に面するときは、この限りでない。

容器等の種類	貯蔵し、又は取り扱う数量	空地の幅
タンク又は金属製容器	指定数量の二分の一以上 指定数量未満	一メートル以上
その他の場合	指定数量の五分の一以上 二分の一未満 指定数量の二分の一以上 指定数量未満	一メートル以上 二メートル以上

- 二 指定数量の五分の一以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準は、次のとおりとする。
- 一 (略)
 - 二 窓及び出入口には、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
 - 三 六 (略)

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)
第三十四条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

- 一 六 (略)
- 七 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次に由ること。
- イ・ロ (略)
- 八 別表第八に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を不燃材料、準不燃材料又は難燃材料（建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。）で仕上げた室内において行うこと。

(防火戸の管理)

第四十一条 令別表第一に掲げる防火対象物の防火戸は、次の各号に定めるところにより、防火上有効に管理しなければならない。

- 一 随時閉鎖することができるようにその機能を有効に保持し、かつ、その直近には閉鎖の障害となる物件を置かないこと。

ないこと。
二 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。

二 防火区画の防火戸に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かないこと。